

試験 (名古屋学院大学学則第 20 条～第 22 条)

(試 験)

第 20 条 試験は科目試験とする。

(受験資格)

第 21 条 学生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

(試験方法等)

第 22 条 試験はその学期または学年において開講した授業科目について、その学期末または学年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは臨時試験を行なうことがある。

- 2 試験の方法は筆記・口述・論文・実技等による。
- 3 試験の成績は S・A・B・C・D とし、C 以上を合格とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目においては試験の成績を P・D とすることができ、P を合格とする。
- 5 試験に合格した科目に対して所定の単位を与える。
- 6 試験に関する規則は別に定める履修規程による。